

2 出席停止について

本日の西尾市教育委員会からの文書と同様の内容ですが、改めて掲載いたします。
 学校は、児童生徒の安全・安心を最優先に考え、以下のような基準に基づき、出席停止の措置を行います。

児童生徒について、感染が判明した場合、濃厚接触者と認定された場合、濃厚接触者である疑いが生じた場合、発熱等の風邪症状が見られた場合は、本人を出席停止とする。
 また、同居家族の感染が判明した場合やPCR検査を受検することとなった場合、発熱等の風邪症状が見られた場合も同様とする。

○ 児童生徒（本人）が感染等の場合

	出席停止の期間
ア 感染	感染が判明した日から、保健所に登校が許可された日まで
イ 濃厚接触	保健所により濃厚接触者と認定された日から、保健所に指示された期間 ⇒感染が判明すれば、「ア」の期間 ⇒検査で本人が陰性と判明した場合も、保健所に指示された期間
ウ 濃厚接触の疑い※	濃厚接触である疑いが生じた日から、次の期間 I 感染が判明すれば、「ア」の期間 II 濃厚接触者と認定されれば、「イ」の期間 III 濃厚接触の疑いがなくなった日まで
エ 発熱等の風邪症状	症状の出た日から、担当医に登校が許可された日まで PCR検査を受けた場合、陰性が判明した日まで

※「濃厚接触の疑い」とは、保健所により濃厚接触者と認定されていないが、児童生徒が接触した人（同居の家族、親戚、習い事先の先生や友達など）に感染の疑いがある場合を指します。判断に迷う場合は、一度学校にご相談ください。

○ 同居の家族が感染等の場合

	出席停止の期間
オ 感染	感染が判明した日から、保健所に指示された期間 ⇒児童生徒本人の感染が判明すれば、「ア」の期間 ⇒児童生徒本人がPCR検査を受け陰性と判明した場合も、保健所に指示された期間
カ 濃厚接触	濃厚接触者と認定された日から、陰性と判明した日まで ⇒同居の家族の感染が判明すれば「オ」へ
キ 濃厚接触の疑い	濃厚接触である疑いが生じた日から、次の期間 I 同居の家族の感染が判明すれば、「オ」の期間 II 同居の家族が濃厚接触者と認定されれば、「カ」の期間 III 同居の家族に濃厚接触の疑いがなくなった日まで
ク 発熱等の風邪症状	症状の出た日から、症状が治まった日まで PCR検査を受けた場合、陰性が判明した日まで

○ ワクチン接種について

- ・ワクチンの接種を行うため、学校を欠席する場合、出席停止とする。
- ・ワクチン接種後、副反応が見られるときには、出席停止とする。

○ その他

- ・以上のように、出席停止に該当することが分かった場合は、一刻も早く学校に連絡してください。
- ・「地域での感染者が増加し登校させるのが心配である」「子供は濃厚接触者ではないが、少し心配な状況にある」といった場合も欠席扱いにはしませんので、学校にご連絡してください。プリントやタブレットによる家庭学習を支援していきます。
- ・同居の家族に発熱等の風邪症状がみられた場合も「出席停止」とさせていただきますので、学校への連絡をお願いします。この場合、同居家族の症状が、新型コロナウイルス由来のものではないと医師の診断が得られた場合には、登校することができます。
- ・児童に発熱などの風邪症状があり、すぐに収まった場合（例 前日に発熱して、朝発熱がなかったとき）でも、念のため1日程度、登校をひかえ受診することをお願いいたします。欠席とはなりません。

（連絡先 矢田小学校 59-6162 / 携帯電話080-1576-9428）